

近畿地域5機関※連携による

改正物流効率化法説明会

—法律の説明と取組事例紹介—

※5機関：大阪労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所



参加
無料

12.19 金
14:00~16:30

参加方法：
オンライン(Microsoft Teams)

共催：大阪労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、
公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所

協力：(公社)関西経済連合会、(一社)関西経済同友会、
大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所

参加申込方法

WEBにて受付中(12.18まで)

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kansai01/form610>

申込受付後、お申込みのあったメールアドレス宛に視聴用URLを送付します。

定員1000名まで

お申し込みは
こちら



近畿経済産業局は、大阪労働局、近畿農政局、近畿運輸局、及び公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所との連携協定に基づき、加えて（公社）関西経済連合会、（一社）関西経済同友会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所の協力を得て、改正物流効率化法に関する説明会を開催します。

本説明会は国の各機関からの説明に加え、株式会社シノプスより取組事例を紹介予定です。物流効率化のヒントが得られる内容ですので奮ってご参加ください。

プログラム案 ※変更の可能性がります

	説明機関（説明時間）	テーマ
1	近畿経済産業局（40分）	改正物流効率化法に基づく特定事業者の対応について
2	近畿運輸局（20分）	改正貨物自動車運送事業法について
3	大阪労働局（10分）	労働基準監督署による荷主要請の取組について
4	近畿農政局（10分）	食料システム法について
5	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所（20分）	下請法改正の概要について
6	株式会社シノプス（30分）	需要予測を活用した小売起点の物流DXと新しい商習慣の構築
7	質疑応答	—

<特定荷主> 2026年4月から義務化される **3** つの措置

① 中長期計画の提出

（変更がない限り5年に1度）

<記載内容>

1. 実施する措置
2. 上記1の具体的な内容
3. 実施期間等

② 定期報告の提出

（毎年度）

<記載内容>

1. 事業者の判断基準の遵守状況(チェックリスト形式)
2. 判断基準と関連した取組に関する状況(自由記述)
3. 荷待ち時間等の状況

③ 物流統括管理者

（CLO）の選任

<物流統括管理者の要件>

- ・ 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者